

# フリーランス法の施行を踏まえて

## 生きがい福祉事業団（シルバー人材センター）

### の契約関係を見直します

#### ☆フリーランス法とは？

「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が令和6年11月1日に施行されます。事業団の会員もこの法律のフリーランスに該当します。

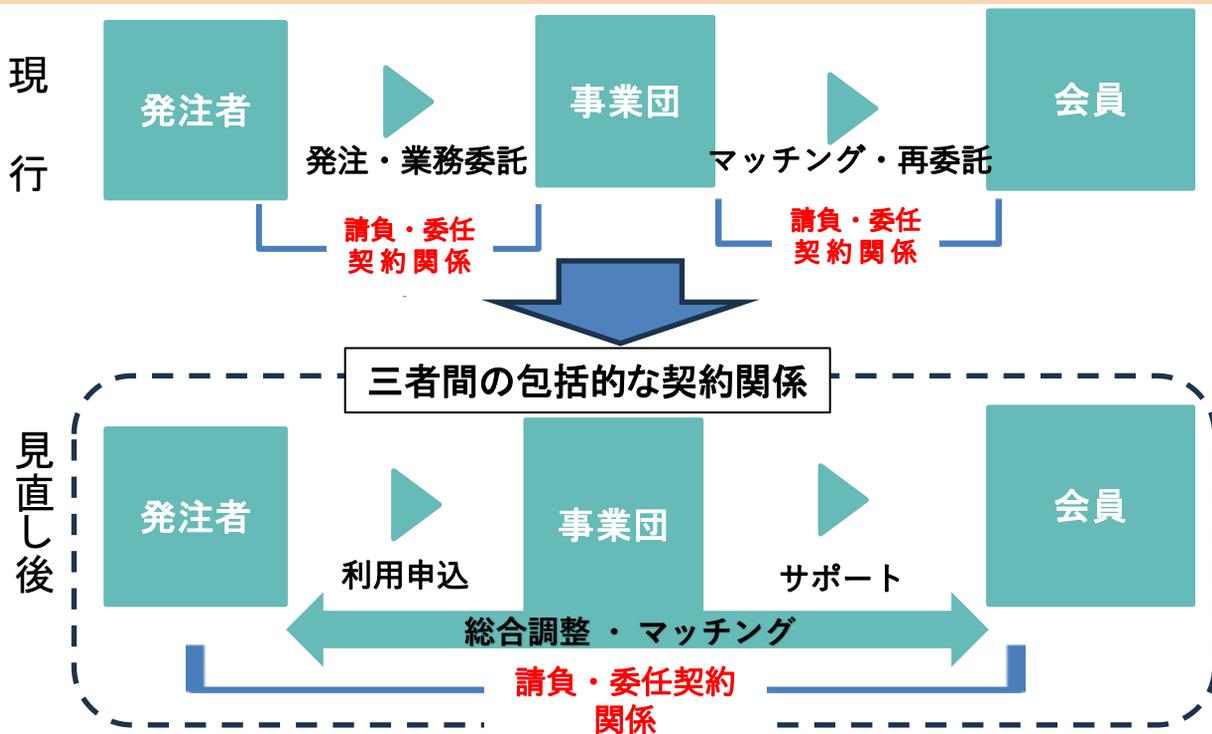
この法律は、フリーランス（会員）が安心して働ける環境を整備するため

①フリーランスと企業などの発注事業者の間の取引の適正化

②フリーランスの就業環境の整備 を図ることを目的としています。

詳しくはこちらを「[フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組 | 公正取引委員会](#)」

#### ☆「契約関係の見直し」が、なぜ必要？



現行の契約では、発注者と事業団、事業団と会員が契約関係にあり、発注者と会員には契約関係が生じません。このため、会員が法による保護を受け安心・安全に就業できる環境を整備するため、この包括的契約に移行するものです。

この移行は、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約関係について見直しを行うよう方針が示されております。

## ☆三者間の包括的な契約関係とは？

- 利用契約書（会員を利用し業務を発注する契約。発注者と事業団が締結）
- 利用規約（事業団を利用する条件等を規定している規約。定型約款）
- 会員業務就業規約（会員の就業条件等を規定している規約。定型約款）
- 会員業務仕様書（発注者に依頼に基づき会員が行う業務の内容等を規定。フリーランス法の明示に該当）

発注者と事業団が利用契約を締結し、会員が仕様書に同意することで、上記4本の規約等により、発注者と会員の契約関係が成立します。

※契約関係の見直し後においても、生きがい福祉事業団及び会員はこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆さまは、これまでどおり、安心して事業団をご利用くださいますようお願いいたします。

## ☆発注依頼から業務終了までの主な流れ

	変更後
発注の準備	<p>現行と変更ありません。</p> <p>○事業団は、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。</p>
【新】 センター利用契約の締結	<p>手続きは現行と変更ありません。</p> <p>○事業団を利用して会員に業務委託することに係る契約内容（事業団利用契約）に変更となりますが、事業団は主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を行いますので安心して発注ください。</p>
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	<p>新たな内容となりますが、事業団で対応しますので、発注者の作業は発生しません。</p> <p>○フリーランス法に基づく就業条件の明示については、発注者の業務仕様に基づき、事業団が就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。</p> <p>会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。（上記「三者間の包括的な契約関係とは？」を参照ください。</p>
業務委託料の請求	<p>事務手続きの流れはこれまでと同じです。</p> <p>○変更点は、事業団への業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となりますが、事業団がまとめて請求しますので、お支払等の手続きは変わりません。</p>
【新】 適格請求書の発行	<p>事業団分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。</p> <p>会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。</p> <p>※詳しくは3面参照下さい。</p>

## 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

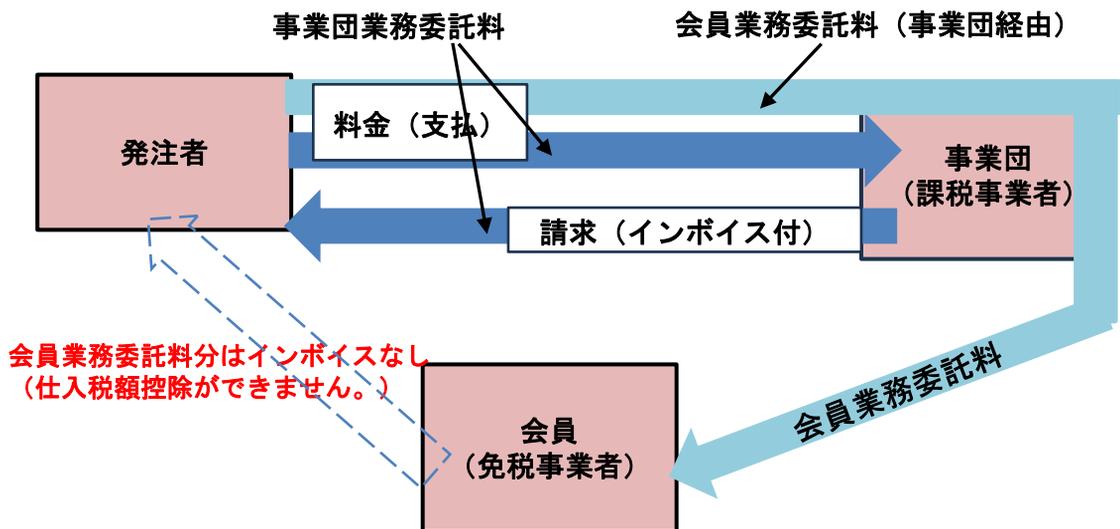
生きがい福祉事業団が発注者からいただく料金は、「会員業務委託料（会員が手にする報酬）」「事業団業務委託料（事務費）」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、事業団を経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、事業団は、「事業団業務委託料」の分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

事業団が発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご注意ください。

- ① 適格請求書分・・・事業団業務委託料（会員業務委託料の5%）+材料費
- ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料

### 料金に係る消費税の課税関係



～インボイス制度(経過措置)～

免税事業者(事業団の会員等)からの仕入(委託料の請求等)につき



※発注者が次の場合、契約方法を見直ししても消費税納税の取扱いに変更はありません。

- ① 個人や家庭など事業者ではない者: 消費税申告納税対象外(納税義務対象外)
- ② 簡易課税制度を選択している事業者: 消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③ 官公庁などの一般会計による事業: みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い